

戸別所得補償制度への対応について

戸別所得補償に対する本県としての評価について

戸別所得補償制度は、これまで底の見えない米価の下落と、長引く生産調整による閉塞感に苦しんできた稻作農家にとって、大きな政策の転換であります。この制度により、米価の下落を心配せずに米を作り続けられるようになつたことを評価する一方で、これまで進められてきた大規模化など農業の体質強化に対する取組みが後退してしまうのではないかと危惧する声も聞かれます。

全国に誇る米の主産県である山形県として、戸別所得補償制度をどのように評価し、また、その円滑な実施に向けどのよう取り組んでいかれますか。

戸別所得補償制度は、我が国の食料自給率の向上を目指し、水田農業へのこ入れを図り、農業と地域を再生させ、将来に向けて明るい展望を持つて生産に取り組んでいく環境づくりを目的として導入されます。

今回のモデル事業では、交付金の対象面積は作付面積から一経営体当たり一律10a控除されるため、集落営農など農地の集約により経営体としての交付対象面積が大きくなるよう、集落営農にメリットのある制度となっています。

また、交付単価は全国平均の生産コストと販売価格との差額が基準となるため、低コスト生産や、販売価格が確保される良質米生産など生産者の意欲・努力が手取りに反映される仕組みとなっています。

戸別所得補償対策は、我が国の今後の水田農業を支えていくものであり、本県にとつても大変重要な制度ですので、県としても、農業者の方々に対し、地域・集落座談会などを通じて制度の周知をしっかりと進めるとともに、水田利活用自給力向上事業の激変緩和措置を早急に

お知らせして、集落営農組織などの維持や転作作物も含めた作付けへの不安を払拭し、営農意欲が減退しないよう、また、春からの営農に支障が生じないようにしたいと考えています。

本県の、米のモデル事業における国の交付金はどの程度になる見込みですか。

本県における交付金は、県全体で90億円程度を見込んでおります。

転作作物に対する支援の一進め方について

生産調整に伴う転作作物への支援については、これまで各市町村の自主的判断で単価を決めることができる交付金制度により、市町村ごとに特色のある作物への取組みがなされてきました。これが、今回の戸別所得補償制度の導入に伴い、麦、大豆、飼料作物、新規需要米などについて、全国一律単価方式とされました。こうした制度改正に伴って、大豆など、これまでの支援単価がダウンする作物が出てくることになりますが、これに対して県どのように対応されますか。

転作作物に対する支援については、作物毎の交付単価を全国一律で設定することを基本としており、地域や作物によって現行の助成額よりも減少し、生産体制の維持に支障が生じるケースも出ることが懸念されます。このため、平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向け、このような状況をできる限り緩和する目的で、激変緩和措置が講じられることになりました。

この激変緩和調整枠を活用し、各地域とも細部にわたり協議しながら、集落営農組織等の維持や市場性の高い作物の产生地形成の促進の見地から、地域の実態を踏まえた作物選定を可能にするなど、きめ細かな交付単価の調整を行ない、影響が最小限となるようにしたところです。

林業の活性化に向けた施策について

林業の活性化に向けた施策について

木材価格の低迷によって、林業者は非常に厳しい経営を続けています。こうした林業の現状を打破していくためには、県産材の利活用を進めることがあります。どのような施策を講じていかれますか。

県産材の利用拡大を進めていくためには、まず、木材需要の7割を占める住宅分野において、県産材の利用を促進することが極めて重要です。

そのため、県では、県産材の需給調整や产地認証、相談窓口等の機能を担う「やまがた県産木材利用センター」の活動を支援し、林業から大工・工務店、建築士に至る幅広い分野の連携を進め、在来工法の木造住宅の普及と県産材の需要拡大を図っています。

やまとがたの木



昨年10月に「やまがたの木」認証制度を立ち上げました。この制度を広く普及させるため、新年度から市町村と協力して認証材を使用した新築やリノベーションへの採用を促進することになります。

ほか、県においても「県産木材利用拡大率先行動計画」に基づき関係部局と連携し、公共建築物の木造化や内装木質化を積極的に進め、県産材の更なる利用拡大を促進していきます。

山形県の目指す農林水産業像について

山形県の目指す農林水産業像について

最後に、農林水産業を起点とする産出額3,000億円を目指す県の意気込みをお聞かせ願います。

戦略の目標は高いものではありますが、県内各地には順調に売上げを伸ばしている直売所や、戦略の中で紹介している事例のように元気な取組みがありますので、産出額拡大の可能性を引き出す余地は十分あると考えております。県としましても、目標達成に向けて、現場のやる気と可能性を十分に引き出す施策を総合的に展開し、官民一丸となつて取り組んでまいりますので、皆様のご協力、ご尽力をお願いいたします。

農林水産業の再生

●『技術戦略監(兼)農林水産部次長』の配置

農林水産業元気再生戦略を着実に進めていくため、現場機能に係る推進役に位置付ける。

●地域密着型の農業技術普及体制の整備

地域密着型の農業技術普及を図るため、作物・分野ごとの担当制から、地域ごとの担当制に変更する。

●『農山漁村計画課』の新設

土地改良事業や森林整備事業等の総合企画・調整を行うとともに、農山漁村の地域再生対策に対応する。

●地球温暖化に対応した研究開発体制の整備

具体的な試験研究に移行していくため、園芸試験場等の体制を強化する。

平成22年度組織機構の改正について

この度、14年ぶりとなる大規模な局改編が行われることになり、22年度主なものとしては、『生活環境部の新設』『商工労働観光部から商工観光部への改組』、『土木部から県土整備部』への改称など、さらなる県政運営の充実に向け組織体制の整備がなされます。そのうち、農林水産部における組織体制は次のように改正されます。

建築促進に取り組んでいきます。